

ジュニアアスリート育成強化事業

③「海外派遣事業」

1 目的

将来、オリンピック等の国際大会に出場できる可能性が高いジュニアアスリートに対し、若いうちからトップレベルの競技体験をさせることで、国際競技力の向上を図り、もって本県競技力の向上に資する。

2 補助対象競技

水泳競技・柔道競技の2競技団体が推薦する指導者・選手

3 補助対象事業

- (1) 指導者及び選手を海外に派遣し、世界のトップレベルを体験させ、「早期から世界に対する高い意識」を醸成させる事業
- (2) 海外大会で結果を出すため、指導者が海外の先進的活動視察だけでなく、練習会等に選手を帯同させ、貴重な体験を得る事業

4 指定期間

契約締結の日から令和2年3月末まで

5 補助対象経費

旅費（交通費・宿泊費）とする。

6 補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県体育協会補助金交付要綱による。

7 留意事項

- (1) 当該競技団体が責任を持って主催すること。
- (2) 目的を十分に達成でき、治安状況等参加者の生命及び身体の安全が確保できる国（地域）であること。
- (3) 原則として長期休業期間中に実施し、その際、必ず事前に保護者の同意を得ること。
- (4) 万が一の場合に備え、緊急時の連絡体制や現地の医療機関の点検等、安全確保に万全を期すこと。また、選手の健康上、日程に無理のない計画とすること。
- (5) 参加者の派遣依頼は、競技団体の長が行うこと。
- (6) 事業の実施にあたっては、必ず十分な補償のある保険に加入していること。
- (7) 参加者の経済的な負担を極力、軽減すること。